

別表（第5条関係）

補助事業の対象となる工事の種類		補助基準額	補助率	補助金交付限度額	補助事業の対象となる工事内容	適用基準
建築工事	新築工事	$(\text{補助基準単価}) \times (\text{補助基準面積}) = 160,000 / \text{m}^2 \times (0.75 \text{ m}^2 \times \text{世帯数} + 60 \text{ m}^2)$	1 / 2 以内	17,000,000 円	集会室及び付帯施設の工事	1 保険金、共済金、公共事業の補償金等の特定財源がある場合は、補助基準額から当該特定財源相当額を控除する。 2 備品類及び植栽工事は、補助対象としない。
	増築工事	$(\text{補助基準単価}) \times (\text{補助基準面積}) = 160,000 / \text{m}^2 \times (0.75 \text{ m}^2 \times \text{世帯数} + 60 \text{ m}^2 - \text{既存床面積})$	1 / 2 以内	3,000,000 円	集会室及び付帯施設の工事	1 保険金、共済金、公共事業の補償金等の特定財源がある場合は、補助基準額から当該特定財源相当額を控除する。 2 新築後 10 年以上経過した建築物について適用する。 ただし、災害復旧の場合及び人口急増等特別な理由があると町長が認めた場合はこの限りでない。 3 備品類及び植栽工事は、補助対象としない。
	補修工事 (公共下水道の排水設備工事のうちの外部排水管工事を除く。)	補修工事に要する経費について町長が査定した額	1 / 2 以内	3,000,000 円	屋根、内壁、外壁、床板、天井、配水管、防災カーテン（暗幕を含む。）非常階段、便所、台所、電気配線、浄化槽、火災警報設備、エアコン設備等の補修工事で、自治会の集会施設等の機能維持のため町長が必要と認めた工事。	1 補助基準額が 500,000 円（世帯数が 100 世帯未満の場合は 300,000 円）以上となるものについて適用する。 2 新築後（増築部分にあっては増築後）10 年以上経過した建築物について適用する。 ただし、災害復旧の場合はこの限りでない。 3 備品類及び植栽工事は補助対象としない。
	公共下水道排水設備工事のうちの外部排水管工事	公共下水道配水設備工事のうちの外部排水管工事に要する経費について町長が査定した額	1 / 2 以内	――	――	補助は一回限りとする。
その他の工事	造成工事	造成工事に要する経費について町長が査定した額	7 / 10 以内	3,500,000 円	――	――
	解体工事	解体工事に要する経費について町長が査定した額	7 / 10 以内	3,500,000 円	――	――
	遊園地等設置（修理）工事	50,000 円以下は要した費用全額、50,000 円を超える額については 50,000 円＋工事費の 3 分の 1		100,000 円	――	――

備考

- 1 世帯数は、事業年度の 4 月 1 日現在の数とする。
- 2 既存床面積は、既存建築物の一部を除去し建て替える場合には、除却部分の床面積を除くものとする。